２．経営発達支援計画の内容

商工会又は商工会議所は、経営発達支援計画を策定するに当たっては、以下の点を踏まえる必要がある。

(1) 目標の設定

ア．関係市町村の産業ビジョン等を踏まえ、小規模事業者を支援することによる地域経済の活性化への裨益、地区内の小規模事業者の長期的な振興を意識し、経営資源・地域資源の活用や地域課題の解決等により新たに喚起・獲得し得る需要規模を見据えつつ、重点的に経営発達支援を行うべき業種やエリア、小規模事業者を具体的に想定した目標を設定すること。併せて、地域の実情に応じて、持続的発展及び賃上げを目指す小規模事業者への経営管理能力の高度化に向けた支援又は成長志向の小規模事業者を創出するための支援に係る具体的な目標についても設定すること。

イ．経営指導員等（法第七条第五項に規定する経営指導員及び経営改善普及事業を担当する商工会及び商工会議所の職員をいう。以下第四において同じ。）の人員体制から実現可能な目標であること。

(2) 実施期間

ア．自ら設定した(1)の目標を達成するため、実施期間を三年から五年の間で定めて取組の実行計画を定めること。

イ．関係市町村の産業ビジョン等の改訂状況も踏まえつつ、実施期間中であっても定期的に必要な見直しを行うこと。

(3) 実施体制

ア．地域経済の課題及び経営発達支援を行う小規模事業者の状況を、商工会又は商工会議所の地区を管轄する都道府県及び関係市町村と共有し、当該都道府県及び当該関係市町村の商工行政や都市計画等と連携すること。

イ．支援体制の構築に当たっては、経済圏が複数の市町村にまたがって存在する場合や、複数の商工会又は商工会議所が、共同で支援を行うことでより効果的な支援が可能な場合は、より効率的な支援が実施できるよう広域的な支援体制を構築すること。その際、小規模事業者や関係機関等から入手した法人情報や個人情報の取扱いについて、必要な配慮を行うこと。

ウ．小規模事業者に対して支援を行うに当たっては、その支援に係る拠点機能を強化しつつ、その経営の自走化を目指し、事業計画の策定、進捗の確認、効果検証、継続的な経営に係る指導及び助言を実施する仕組みを構築すること。その際、小企業者は、企業としての組織体制が必ずしも十分に整っておらず、環境変化にも脆弱な面があることから、支援に当たっては、特に配慮すること。

エ．具体的な取組の企画・実行や、目標の設定、達成に向けた進捗管理、効果検証等を行う責任者として、経営指導員（法第七条第五項に規定する経営指導員をいう。）を選定するとともに、小規模事業者の経営発達支援を行う経営指導員等を小規模事業者ごとに設置すること。ただし、広域的な支援体制を構築し、広域的な支援を実施する場合においては、広域経営指導員（施行規則第七条第二項に規定する広域経営指導員をいう。以下第四において同じ。）を商工会、商工会議所又は都道府県商工会連合会等に設置すること。

オ．広域経営指導員を設置する場合においては、地域の実情に応じて、主として以下の各項目に掲げる業務を行わせるものとすること。なお、その業務を行わせるに当たっては、他の商工会又は商工会議所における先進的な取組を参考にするとともに、広域経営指導員の業務に関する先進的取組を他の商工会又は商工会議所に積極的に展開すること。

①商工会又は商工会議所における経営発達支援計画（二以上の商工会若しくは商工会議所が共同して策定する同計画又は複数の同計画を含む。）の策定、管理及び実行

②①の実施に当たって、必要となる複数の商工会又は商工会議所、地方公共団体及び他の支援機関との円滑な連携の促進

③他の経営指導員に対する効果的かつ適切な指導及び助言

カ．経営発達支援計画の実施状況については、定量的な指標をもって把握し、評価を行う仕組みを構築すること。また、法第十一条第二項に基づく認定経営発達支援計画に係る経営発達支援事業の実施状況の報告事項として、伴走支援の成果となる支援した事業者の売上や粗利、付加価値額等の複数年間の状況を把握するとともに、小規模事業者が活用可能な補助金の申請に係る支援件数及び採択件数並びに広域経営指導員の人数などの各施策に係る件数に関しても把握すること。併せて、関係する都道府県に経営指導員等の人件費や商工会館の施設整備費等の事業費の必要性について説明し、協力を求めていく必要があるため、商工会及び商工会議所における伴走支援の効果に係る評価・スコアリングの仕組みの構築・運用について、中小企業庁と都道府県商工会連合会若しくは全国商工会連合会又は日本商工会議所と連携し、伴走支援の効果に係る情報提供など必要な協力を行うこと。

キ．関係市町村における独自の施策により商工会又は商工会議所の負担の増加が見込まれる場合は、当該関係市町村に対して、担当する職員の追加配置等の必要性を説明し、協力を求めること。

ク．経営指導員等のリテラシー向上（生成ＡＩをはじめとする最新・有用なデジタルツールやサービスの活用、ブランディング戦略、ＳＮＳ活用などの広報戦略、知的財産の保護、起業・創業、事業承継等）のために、商工会等が実施する内部の研修や中小企業大学校における研修等（学習プラットフォームを活用した研修等による補完を含む。）を受講させることで必要な学習機会を提供するとともに、そのための体制整備や自発的な知識習得の促進、有為な人材の確保に努め、支援ノウハウを組織内で共有する体制の整備を図ること。

(4) 商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者との連携

ア．経営発達支援計画を地域全体で一体的に実施するため、地方公共団体に加え、他の商工会又は商工会議所、よろず支援拠点、地域の金融機関、他の支援機関、公益法人、ＮＰＯ、専門家、地域の大企業及び中小企業等と連携し、支援ノウハウ等に関して情報共有及び意見交換を行うとともにプッシュ型の働きかけによる伴走支援モデル事業の創出を通じてネットワーク構築及び支援機能の強化に努めること。

イ．連携する者それぞれの役割を明確にし、最も効果的に小規模事業者の支援を行うことができるようにするものとする。

ウ．小規模事業者が他社と連携して実施する、営業協力や共同調達といった扶け合い・協業、持ち株会社化による事務集約といった事業引継ぎ（特に、商工会又は商工会議所の役員企業等による引継ぎ）や戦略立案の高度化といった生産性向上に資する取組について、必要に応じて複数の商工会又は商工会議所が連携して取り組むこと。

(5) その他経営発達支援計画の実施に当たって特筆すべき事項

ア．持続的発展及び賃上げを目指す小規模事業者への経営管理能力の高度化に向けた支援

①持続的発展及び賃上げを目指す小規模事業者の原価や収益、資金繰りの把握等の基礎的な経営リテラシーの向上や経営管理能力の高度化を図るために、以下の取組により支援すること。

ⅰ．従前の補助金申請時の経営計画策定に加え、プッシュ型による小規模事業者への働きかけの強化により、商工会や商工会議所の伴走支援のもと、資金繰り表の作成・活用や経営計画の策定・実行を通じて、「稼ぐ力」の源泉としての経営リテラシーの向上を図ること。

ⅱ．商工会・商工会議所の青年部・女性部の勉強会等を「学び合い・扶け合いの場」として改めて位置づけ、専門家や広域経営指導員又は経営指導員等による支援のもと、資金繰り表の作成や経営計画の策定、原価・収益の把握や売価の見直し、価格交渉、ファイナンス、デジタルツール・サービス活用等に関する勉強会等の経営リテラシーを深める取組の奨励・普及に取り組むこと。